

平成 1 8 年 第 3 回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成 1 8 年 9 月 2 6 日 (火)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員 (2 1 名)

- | | | |
|-------|------|--------|
| 1 番 | 千代田区 | 戸張孝次郎 |
| 2 番 | 中央区 | 神林 烈 |
| 3 番 | 港区 | 岸田東三 |
| 4 番 | 新宿区 | 小畑通夫 |
| 5 番 | 文京区 | 成澤廣修 |
| 6 番 | 台東区 | 高柳良夫 |
| 7 番 | 北区 | 後藤憲司 |
| 8 番 | 荒川区 | 鳥飼秀夫 |
| 1 0 番 | 目黒区 | 宮沢信男 |
| 1 1 番 | 大田区 | 水井達興 |
| 1 2 番 | 世田谷区 | 菅沼つとむ |
| 1 3 番 | 渋谷区 | 芦沢一明 |
| 1 4 番 | 中野区 | 高橋ちあき |
| 1 5 番 | 杉並区 | 今井 讓 |
| 1 7 番 | 板橋区 | 菊田順一 |
| 1 8 番 | 練馬区 | 村上悦栄 |
| 1 9 番 | 墨田区 | 田中邦友 |
| 2 0 番 | 江東区 | 斉藤久也 |
| 2 1 番 | 足立区 | しのはら守宏 |
| 2 2 番 | 葛飾区 | 小用 進 |
| 2 3 番 | 江戸川区 | 渡部正明 |

4 欠席議員 (2 名)

- | | | |
|-------|-----|------|
| 9 番 | 品川区 | 塚本利光 |
| 1 6 番 | 豊島区 | 里中郁男 |

5 出席説明員

- | | |
|------|------|
| 管理者 | 西野善雄 |
| 副管理者 | 佐藤良美 |

監査委員	木内悠紀夫
監査委員	煙山力
総務部長	保持眞二郎
総務部参事（経営改革担当）	
	内田健一郎
調整担当部長	中村文夫
施設管理部長	伊東和憲
処理技術担当部長	畑辺高行
施設建設部長	薬師寺史良
総務部参事（総務課長事務取扱）	
	銀林謙一
総務部参事（職員課長事務取扱）	
	尾崎雅文
経理課長	寺内博英

6 出席議会議務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	岩澤豊明
書記	飯田操
同	小宮三雄

7 議事日程

日程第 1	会期決定について
日程第 2	常任委員会委員の選任について
日程第 3	議案第 18 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	認定第 1 号 平成 17 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第 19 号 平成 18 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 6	議案第 20 号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金について
日程第 7	議案第 21 号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について
日程第 8	議案第 22 号 目黒清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事

請負契約の締結について

日程第 9 議案第 2 3 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事
請負契約の締結について

日程第 1 0 議案第 2 4 号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の契
約変更について

8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例

追加日程第 2 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合
一般会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 3 議案第 2 0 号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金につい
て

追加日程第 4 議案第 2 1 号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ
設備等整備工事請負契約の締結について

追加日程第 5 議案第 2 2 号 目黒清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備
工事請負契約の締結について

追加日程第 6 議案第 2 3 号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修
工事請負契約の締結について

追加日程第 7 議案第 2 4 号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約
の契約変更について

追加日程第 8 認定第 1 号 平成 1 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合
一般会計歳入歳出決算の認定について

追加日程第 9 運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 0 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度東京二十三区清掃一部事務組合
一般会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 1 1 議案第 2 0 号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金につい
て

開 会（午後 3 時 0 6 分）

高柳 良夫議長 開会に先立ち、ご報告申し上げます。東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、お手元に「異動者名簿」をお配りしてございますので、名簿の配付をもって報告とさせていただきます。

ただいまから平成 18 年第 3 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議席の指定を行います。今般異動のありました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

ここで、西野管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

西野管理者。

西野 善雄管理者 本日、第 3 回の定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

前管理者の高橋品川区長は 8 月 21 日逝去されました。皆様とともに哀悼をささげたいと存じます。

私は 9 月 15 日に管理者として就任いたしました大田区長の西野でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。前任者の遺志を受け、誠心誠意清掃一部事務組合の運営に尽くしてまいりたいと存じます。

皆様方におかれましては、特別区協議会に引き続きまして大変お忙しい中、ご参集をいただき、まことにありがとうございます。本組合の運営について、日ごろからのご理解とご協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、第 3 回定例会にご提案いたします案件は、条例改正 1 件、新会社への出資に係る補正予算と分担金の 2 件、平成 17 年度決算、清掃工場焼却炉補修などの契約案件 3 件、工事の契約変更 1 件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、招集のごあいさつといたします。よろしく申し上げます。

高柳 良夫議長 以上で管理者のあいさつは終わりました。

ただいまごあいさつにありましたとおり、東京二十三区清掃一部事務組合前管理者高橋久二君には、かねてより病氣療養中のところ、薬石効なく

去る8月21日に逝去されました。まことに哀悼・哀惜の念にたえません。

つきましては、故人のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと存じます。議場のおられる方全員のご起立をお願いいたします。黙禱。

〔黙禱〕

高柳 良夫議長 黙禱を終わります。ご着席ください。

これより、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第112条に基づき、議長より、13番 芦沢一明議員、14番 高橋ちあき議員を指名いたします。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

鈴木事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 管理者の就任について
- 2 平成18年第3回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 3 議案の送付について
- 4 議事説明員について

以上の4件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお本日、欠席の届けがありました議員は2名でございます。

以上でございます。

高柳 良夫議長 次に、例月出納検査の報告が監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長 お手元に平成18年5月から7月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもって報告とさせていただきます。

高柳 良夫議長 これより日程に入ります。本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

高柳 良夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日

1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 常任委員会委員の選任について

高柳 良夫議長 常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって常任委員会委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

高柳 良夫議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

佐藤 良美副管理者 議案第18号につきまして、提案いたしました理由及びその内容をご説明申し上げます。

議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、地方公務員災害補償法の改正により、規定を整備するものでございます。

内容は、補償の対象となる通勤の範囲を改定するほか、障害等級等について、現在条例で定めている内容を規則で定めることとしたものでございます。

以上が、提案理由及び内容でございます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

高柳 良夫議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案について、発言の通告がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第4から日程第10までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- 日程第4 認定第1号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第19号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第20号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金について
- 日程第7 議案第21号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第22号 目黒清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第23号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第24号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の契約変更について

高柳 良夫議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

佐藤 良美副管理者 認定第1号及び議案第19号から議案第24号までの7件につきましては、提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

認定第1号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明させていただきます。

平成17年度一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書を添付して提出するものでございます。

あわせて、同条第5項により、主要な施策の成果説明書として「予算執行の実績報告書」を、また「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に

関する調書」及び「財産に関する調書」を提出いたします。

決算書の2ページと3ページをごらんください。

歳入につきましては、合計欄にありますように、予算現額1,067億4,249万9,000円に対し、収入済額は、1,041億7,828万5,642円であり、収入率は97.6%であります。

「歳入」の主な内容を申し上げます。

はじめに、「第1款 分担金及び負担金」でございます。予算現額390億195万4,000円、収入済額390億195万4,399円。このうち、390億178万3,000円が特別区の花担金でございます。

「第2款 使用料及び手数料」は、予算現額164億7,397万6,000円、収入済額165億5,228万7,682円。このうち、165億4,281万6,956円が廃棄物処理手数料等でございます。

「第3款 国庫支出金」は、予算現額130億4,963万2,000円、収入済額115億9,667万9,000円。これは、清掃工場のプラント更新等にかかる国庫補助金収入でございます。

「第8款 組合債」は、予算現額222億1,200万円、収入済額207億3,400万円。これは、清掃工場のプラント更新等にかかる組合債収入でございます。

次に、4ページと5ページをごらんください。

歳出につきましては、合計欄にありますように、予算現額1,067億4,249万9,000円に対し、支出済額は997億553万2,252円であり、執行率は93.4%となりました。

「歳出」の主な内容を申し上げます。

はじめに、「第2款 総務費」でございます。予算現額42億9,926万7,000円、支出済額41億2,108万9,974円。これは、本庁職員の給与費及び事務管理費等です。

「第3款 清掃費」は、予算現額875億8,802万3,000円、支出済額810億3,055万8,325円。これは、清掃工場等の維持・運営及び清掃工場の建設、プラント更新等の経費で、歳出の81.3%を占めております。

「第5款 諸支出金」は、予算現額74億6,500万円。全額を財政調整基金に積み立てをしております。

6 ページをお開きください。

歳入と歳出の差引残額は、44億7,275万3,390円でございます。

30 ページの「実質収支に関する調書」をお開きください。

実質収支につきましては、実質収支に関する調書の「4 翌年度へ繰り越すべき財源」の2億34万7,000円を差し引いた額、42億7,240万6,390円でございます。

以上が、認定第1号を提案いたしました内容及び説明でございます。

次に、補正予算及び分担金についての案件でございます。

まず、議案第19号 東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)の内容につきまして、ご説明させていただきます。

平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)をごらん願います。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、2ページをお開き願います。

予算総則でございます。

平成18年度補正予算(第1号)につきましては、合併事業にかかる新会社設立に伴い、清掃一組が出資を行うための歳出と、その財源となります出資金にかかる特別区分担金の歳入について、歳入歳出予算の補正を、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億1,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、810億7,760万円と、以下別表のとおり、歳入において特別区分担金を、歳出において総務費のうち一般管理費を増額補正するものであります。

引き続きまして、議案第20号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金についてでございます。

補正予算に計上いたしました出資金に係る特別区分担金について、分担金の総額を1億1,960万円、各区の分担金をそれぞれ520万円と定め、納付の期限を平成19年3月26日とするものでございます。

以上が、議案第19号及び議案第20号の提案内容及び説明でございます。

次に、契約案件でございます。

本案4件は、いずれも東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提案いたすものでございます。

議案第21号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結でございます。工事の内容は、定期補修及びボイラ設備、塩化水素除去設備の整備工事でございます。契約金額は、9億2,977万5,000円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長、古川実。代理人、東京都品川区南大井六丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社営業本部、環境営業部長、吉岡徹でございます。

議案第22号 目黒清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請負契約の締結でございます。工事の内容は、定期補修及びボイラ設備の整備工事でございます。契約金額は、3億4,492万5,000円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、JFEエンジニアリング株式会社、代表取締役社長、齊藤脩。代理人、神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地、JFEエンジニアリング株式会社環境プラント営業部、関東営業室長、長谷場洋之でございます。

議案第23号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結でございます。工事の内容は、定期補修工事でございます。契約金額は、6億6,255万円。契約の方法は、随意契約によるもので、契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社、取締役社長、古川実。代理人、東京都品川区南大井六丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社営業本部、環境営業部長、吉岡徹でございます。

議案第24号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の契約変更でございます。契約変更の内容は、設計当初に予測できなかった地中障害物を撤去する必要があるため、工期延伸を行い、契約金額の変更を行うものでございます。変更後の契約金額は、3億2,760万円。契約の相手方は、東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号、株式会社フジタ、代表取締役社長、網本勝彌。代理人、東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号、株式会社フジタ東京支店、常務執行役員支店長、廣野三夫でございます。

以上が、議案第21号から第24号の提案いたしました理由及び内容で

ございます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

高柳 良夫議長 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
発言の通告がありますので、通告順に従い順次これを許します。

14番 高橋ちあき議員。

高橋 ちあき議員 発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。私は、議案第19号及び第20号について、発言をさせていただければと思っております。一応るるこれまでの間、私どもの議会におきましても勉強会等を持っていただいたこと、まず、お礼を申し上げます。そこで、改めて2点だけご質問をさせていただければと思います。

予定されていらっしゃる件でありますけれども、出資の方法では、各区の新会社に対する関与は間接的なものになると思っております。これを補完する方策としてどのようなことをお考えになっているのかを、まず1点お伺いさせていただきたいと思っております。

それから、2点目でありますけれども、2点目は新会社の経営の透明性を高めることとともに、各区の区民への説明責任を果たすことが大変強く求められると思っております。これを進める方策といたしましてどのようなことを実際考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

より一層身近な一組でなければいけないのにどんどん遠く、区民から遠い存在になっていくのはまことに遺憾だと思っておりますので、この2点についてお答えをいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

高柳 良夫議長 経営改革担当参事。

内田 健一郎経営改革担当参事 新会社に対する各区の関与についてのご質問でございます。

出資方法といたしましては、各区が直接新会社に出資した場合は、各区の株保有比率が約2.6%となります。会社法上、保有比率が3%未満の株主は、株主総会での種々の議決に際しまして、必要な議決権を持たないため、会社法上行使できる株主としての権能は限られたものとなり、二十三区の意向を会社経営に反映することが困難となります。

このため、経営委員会、評議会において、一組がまとめて約6割を出資することで、株主総会の招集請求権や取締役等の選任など、会社経営上の重要かつ基本的な事項にかかる議決権行使が可能となる手法が選択されたところでございます。

議員ご指摘のとおり、一組がまとめて出資することによりまして、区による関与は間接的とならざるを得ませんが、二十三区は、役員区長さんで構成される経営委員会、各区の区長さんで構成される評議会及び各区議会の議長さんで構成される議会を通して会社経営に関与することになります。また、助役会、部長会等にも報告し、理解を得ながら二十三区の意向を反映した会社経営を進めてまいります。

次に、新会社経営の透明性の確保についてのご質問でございます。

地方公共団体が資本金の2分の1を出資する法人の収支の実績や見込みについては、地方自治法第221条の規定により、長である一組管理者が会社に対し報告や必要な措置を講ずることを求めることができます。また、管理者は同法第243条の3では、出資する会社の毎事業年度の事業計画及び決算に関し、議会に報告することとなっております。

この地方自治法の規定にとどまらず、新会社の経営状況については、現在上場企業が行っている4半期毎の業績見通しを公表するなどの手法も導入いたしまして、議会並びに経営委員会や評議会に対し、よりきめ細やかに報告することで、会社の経営の一層の透明性を確保し、二十三区や区民にわかりやすいものにしてまいります。

以上です。

高柳 良夫議長 それでは、次に、15番、今井讓議員。

今井 讓議員 先ほどちょっと運営委員会でわかったことは杉並は大変遅れておりまして、私が7月に議長になってから初めてこの問題を議会に持ち込んで幹事長会で説明し、それから既に共産党から議長あてに申し入れ書がきております。それから、昨日の本会議で生活ネットからこの問題で一般質問が出まして、危うく私が答弁席に出なきゃならないかと思ったんですが、いずれにしろ、きのうのネットの質問は、なぜ急ぐのかという拙速の問題と、それから透明性の問題、それからこの経営計画、売電の話がどうもはっきりしないということでありました。

私にかわって助役に答弁してもらったんですが、いずれにしても杉並ではやっとこの問題が話し合われて、まだ8月1カ月ですね。私自身が説明責任がありますので、たくさん問題を私のわからないところを質問したいんですが、全部で通告したとおり、11ありますが、とりあえず11全部お話ししましょうか。

まず、第1に、杉並区としては本当に今、唐突な感じを受けております。実際に区側も、それから議会側もまだまだ情報が不十分であります。この新会社の設立については、杉並だけなのかもしれませんが、各区は既に十分理解と合意ができているのかどうかというのが1番目。

それから、新会社の設立の意思決定はどのようになされたのか。これは事務局サイドなのか、あるいは一組の役員会といたしますか、あるいは区長会の経営委員会なのか、その辺をはっきりしてほしい。

それから、設立に向けてどうしても9月中、10月が期限ということですが、それに向けてどの程度準備行為をしてきて、そして、いつからこのことを始めて各区にその説得する時間を設けたのか。その事務局の準備行為といたしますか、それをどのようになされたか。

それから、事務局は、これは先ほど私が運営委員会で話をしたんですが、全区が賛成しないとしても多数決で決めるという。それはどうして全部の区が納得するようなところまで待ち切れないのか。

それと、たまたま皆さんがオーナーだという話が先ほど答弁でありましたけれども、私はそうは考えない。今のやり方だと一組がオーナーみたいで、何か我々がお金を出すだけだという立場に追い込まれているように思うんですが、その一組の23区に対する意識といたしますか、あなたたちがオーナーですよと言いながら、あたかもあなたたちがオーナーのように振舞っているのはどういうことか。

それから、新会社設立。書類はもらっていますけれども、目的と意義。

それから、新会社が合併の形をとっている。これが私は一番納得できないんですがね。その新会社の社長も管理者で、そしていわゆる受け皿も一組と同じような、そして資本も過半数をとるという。全面委託方式を選択しなかった理由は何か。これは先般朝日新聞に出ましたけれども、これは9月16日号で、都道府県の外郭団体が役員の半数が天下りで、そしてほとんどが民間委託といっても9割が随意契約だと。これは同じような経過をとるんだと思うんですね。だから、競争相手がなくて、結局発注元が一組で受け皿が一組の管理者が社長で、そして株の過半数もあって、そして丸投げというんですか、随契。これじゃ、競争原理が働かないし、何でこの丸投げといたしますか、競争ができないのか。

それと、もう一つ、東京ガスとの合併はなぜ東京ガスなのか。私は35

年前に議員として杉並のごみ戦争をやった張本人ですけれども、東京ガスのことは昔から東京都が深い関係にあると。それを疑わざるを得ないんですね。売電するんなら、何で東電じゃなくて東ガスなのか。だから、そのまま昔の何十年昔のその東ガスとの関係を引きずったまま、今回会社を設立する。東電が断ったのはどういう理由ですか。そうすると、東電が断った理由が、電気の専門家ですから、それが何か理由がある。そうすると、この会社は東電が見るところは危ないんじゃないかということも推測されますね。

新会社は電気の小売事業で利益を上げるという、私が最初に耳に入っただけは10億円だと。だけど、それは今の推測の数字で未来永劫にそれだけの利益があるのかどうか。だから、最悪の場合はさっきのレポートの問題じゃないけれども、将来的に、今度は520万円で少ないですけどね、まさに紙切れになるかもしれないし、だから、その辺が不透明さがあって、そして東電じゃなくて、専門家でない東ガスにした理由は何かということ。

それから、どうしても、説明を聞いても、一組の退職職員の受け皿づくりということが私としては感じざるを得ない。新会社の職員は一組から何人、そして東ガスから何人、新規の採用は何人。そして、新規採用はどういう配置をするのか。管理系とか業務系とか、そういうところがあると思います。

それから、職員の給料はどのように算出して、そしてその原資はどうするのか。それから平均給与はどうなのか。

それから、1つの工場が30人という根拠は何なのか。

それから、プラントメーカーに委託した場合に、それと新しい新会社に委託した場合とのコストの比較、要するに競争した場合にはどうなるのか。何かあわてて新会社をつくって受けないと、何かプラントメーカーにとられるような話も聞きましたね。そうすると、プラントメーカーにとられるんだったら、向こうの方が、あるいは安いのもかもしれない。それで、新会社の運営経費はどのように調達するのか。

それから、新会社の予算、決算は一組を通して我々に示されるのかどうか。

それから、元来一組というのは暫定的に設置されて、それがまた延びた組合です。それが一組解散の場合にはこの会社はどうなるのか。そのまま

存続するのだろうか。

それから、どうしても一般質問で私の方で出ましたが、急ぐ理由が見当たらない。特に、先ほど私が問題にした何区かが反対しても、とにかくきょうは多数決で決めちゃうんだと。決めた後はそのこぼれた区はどうするのか。法的に何が何でも520万円もぎとるという話でしたけれども、それでも杉並は裁判沙汰が好きですから、どうしても払わない場合にはどうするのか。

それから、実際には杉並には中継地区もあるし、清掃工場もある。だから、そこらとの関係はどうするのか。

それから、来年以降の杉並が入っているようですけども、委託するスケジュールを示していただきたい。

それから、定款の中で運営管理の受託業務というのはわかりますけども、それ以外に2から5まで、具体的に言葉は難しいんでわからないので、それを説明していただきたいということです。

特に、管理者が社長になるというのは我々不透明感を持っています。

以上。

高柳 良夫議長 経営改革担当参事。

内田 健一郎経営改革担当参事 ただいまの今井議員のご質問にお答えいたします。

まず、新会社設立について、各区で理解と合意ができているかというご質問でございます。

本合併事業につきましては、本年3月16日の役員区長さんから構成されます経営委員会及び23区長さんから構成されます評議会でご報告し、新会社を設立する方向で検討していくことが了承されました。評議会でも9月に最終判断をすることとされました。これを受けまして、その後、経営委員会を5回、評議会を4回開催し、半年にわたる慎重なご審議をいただきました。

また、23区の議長さんから構成されます全員協議会におきましては、まず4月18日にご報告し、その後、全員協議会を4回開催し、多くのご意見をいただきました。また、去る8月29日の全員協議会、議長会の合同勉強会で今までの全員協議会のすべての資料をもとに、より詳細なご説明を申し上げ、質疑にお答えし、勉強会は終了いたしました。

さらに、助役会や部課長会には、その都度情報提供いたしまして、各会議体でのご意見を経営委員会及び評議会にご報告してきたところでございます。

これらの各会議の約半年にわたる慎重なご審議や、さまざまなお意見を踏まえ、最終的に9月5日の経営委員会及び9月15日の評議会で新会社を設立することが了承されたところでございます。

こうしたことから、私どもといたしましては、ぜひ、今定例会においてご審議を賜り、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これまでご要請のあった区につきましては、各議会の委員会等を通じて直接ご説明をさせていただいてきたところでございます。今後も、あらゆる場を通じまして一層のご理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、新会社の設立の意思決定のプロセスについてのご質問でございます。

本合併事業検討の経緯でございますが、まず、平成15年11月に、区長会第二分科会より区長会に対しまして、「当分の間、一組による共同処理を継続すること。その際、一組の抜本的な改革を行い、効率・効果的な運営を図る」こと、そのため、「工場運営のアウトソーシングの推進等、一組の抜本的な改革のあり方の検討を助役会に下命する」ことなどが報告され、了承されました。

これを受けて、平成16年6月の助役会で報告書がとりまとめられました。その内容といたしましては、「23区助役による経営審議機関の設置」、「電力の販売企画」、「工場運営のアウトソーシング推進のためのさまざまな委託手法を検証すること」などが主なものでございます。

この助役会報告が同年9月の区長会でなされた際、23区助役による経営審議機関の設置案については、それにかえて、「管理者を中心とし、各区長が管理者をサポートする体制として、区長会役員会が一組常勤副管理者から経営等に関する説明を受け議論し、評議会に報告・議論していくという運営を行う。」という方向が確認されております。

これを受けて、一組の経営に係る特に重要な事項の審議につきましては、平成17年5月の区長会におきまして役員区長等で構成する経営委員会の設置が了承され、運営方法としては、「評議会に先行して詳細で集中的な検討を行い、途中経過及び検討結果を評議会に報告する」こととしていま

す。

このことから、一組の経営に係る特に重要な事項に該当する新会社の設立についても、経営委員会及び評議会で審議し、9月に最終判断をいただき、執行機関である管理者が決定をしたものでございます。

次に、新会社の設立の目的と意義についてのご質問でございます。

平成16年9月の区長会方針を受けまして、より効率的な清掃工場の運営を行うために、アウトソーシングの一層の推進を図り、より収益性の高い電気販売を求めるという2つの課題を同時に実現する手法として、合併による新会社を設立することが有効であると考えたところでございます。

この新会社の設立により、プラントメーカーによる清掃工場受託の寡占化を改善し、競争性の確保を図るとともに、電気の小売事業による収益の増加も図ることが可能となります。

この結果、ひとつには、新会社設立後4年目から電気の小売事業に参入し、新会社を通じて23区の小中学校などに安い価格で電気を供給することによりまして、4年目、5年目の2年間で累積では23区全体で約4億円の経費削減が見込まれます。

また、工場の運転管理業務を委託することによる工場運営経費の削減や電気販売による増収によりまして、一組においては5年目の累積で約13億円の財政効果が見込まれております。

これらをあわせて5年目までの累積で約17億円の負担軽減が見込まれると試算しております。

以上により、23区の分担金の軽減につながるものと考えてございます。

次に、前面委託方式を選択しなかったのはなぜかというご質問でございますが、アウトソーシングの拡充を前提としつつ、清掃工場の運転系の業務を中心に委託を行い、他方、行政はみずから説明責任を全うし、工場運営の安全性を確保し、かつ環境基準を遵守するとともに、受託業者への厳格な指導、監督を行う必要がございます。このため、これらの基幹的業務については、これまで長年にわたり一組が蓄積してきた技術水準の確保、育成を図りながら、引き続き一部直営体制を維持することが平成17年9月の評議会において了承されたところでございます。

次に、なぜ、東京ガスとの合併をするのかというご質問でございます。

合併先の相手といたしましては、プラントメーカーも考えられますが、

複数あるメーカーの中から特定の1社を選定したのでは不公平でございます。その選定方法も難しいという実態がございます。また、23区内に建設した全部のメーカーと合併することは結局、その建設したメーカーがそれぞれの工場をそのまま受託するという状況にもなりかねません。しかも、メーカーは発電所の設置経験はありますが、電気事業はほとんど行ってございません。

したがって、合併先としては、清掃工場に類似した発電所等のプラントを有し、そのプラント経験をもった職員を抱えていること、電気販売の企画のノウハウやバックアップのための発電所を所有すること等を条件に設定をしたところでございます。

その結果として、公益企業として区民からの信頼があり、かつ、また各プラントメーカーに対して中立的な立場にある東京ガスと東京電力を合併先にふさわしい企業として打診をしました。その中で東京電力については、内部事情により当面参画を辞退しましたが、東京電力としては今後参入の意向も持っております。なお、東京ガスについては、この合併について積極的に参画の意向を示したため東京ガスを合併先としたところでございます。

次に、新会社は、長期的に利益をあげられ続けられるか。最悪の想定ではどうなるのかということでございます。

新会社の事業収支見通しでは、清掃工場の運転管理業務受託事業は、4工場を受託する3年目の平成21年から黒字に転換いたします。単年度収支では、2年目の3,000万円の赤字から、3年目は6,700万円の黒字に転じることが見込まれます。

また、電気販売事業については、当初から黒字が見込まれます。当初3年間は電気卸事業を行います。電気小売事業を行う4年目以降に収益の増加が見込まれ、単年度収支では、3年目が4,600万円、4年目が約3億9,000万円の黒字となることを見込まれております。

事業全体の累積収支としては、3年目に黒字に転換し、2年目の2,700万円の赤字から、3年目は8,600万円の黒字となり、4年目には約5億8,000万円、5年目には約11億7,000万円の黒字となることを見込まれております。

このように、電気小売事業に参入する4年目からは収益が増加し、それ

以降も黒字基調を維持できるものと考えております。

以上の試算によりまして、新会社が倒産することは想定してございません。

ご指摘の最悪の想定とは、会社の倒産だと思われませんが、仮に新会社が倒産した場合には、一組と東京ガスの共同出資による株式会社でございます。いわゆる有限責任ということで出資した範囲で責任をとることになります。

なお、施設整備等の設備投資が、この合併事業についてはほとんどないことから、倒産のリスクは少ないものと考えております。

次に、新会社の社員について、受け皿づくりとの見方をどう考えるかというご質問でございます。

合併事業の仕組みの中で新会社が運転管理業務を受託する際、一工場当たり30名程度の社員が必要となり、その採用に当たってはなるべく人件費を下げるため、プラントの運転経験のある退職者を活用することといたしました。

現在の一組の状況では、退職者を再任用等の手法により、再度一組の本庁、工場で活用しなければベテラン職員が不足する状況でございます。

一組管理職も同様に工場等の経験を積んだものが今後退職となりますが、一組としてはこれらの経験者の定年延長のような方法も視野に入れた活用を考えていること、退職者の補完としての区派遣者は工場経験等も短いことなどから、一組の管理職を新会社へ多くを配置することは難しい状況でございます。

例えば、平成17年度末で退職した22名の技術系係長以下の職員は、18年度において任期付採用、再任用職員として、引き続き一組本庁、工場等の重要ポストに配置し、ベテラン職員が大量に都へ戻ったことによる欠員補充や区派遣職員の育成のために必要な人材となっております。

このような状況の中で、19年度から新会社が事業を開始するに当たって新会社の工場運転の中心となる技術系社員は、清掃工場等のプラント運転経験がある係長級退職者を充てていくことを考えておりますが、一組の現状からは新会社に配置するとしても5人程度が限度と思われれます。

したがって、新会社の社員は東京ガスや他の発電プラント経験者などから積極的に採用されるものと考えられます。

また、新会社の上層部の役員などは、東京ガスの意向なども踏まえ検討中でございますが、総務省の「第三セクターに関する指針」の中で当該法人に係る事業運営等のガイドラインに留意しつつ、民間からの人材登用等も含め、新会社が行う清掃事業や電力事業について実務経験が豊富で会社経営に適切な判断が下せる者が選任されるものと考えられます。

いずれにしましても、新会社のどの職層においても現場での実務経験に精通した、いわば、実働部隊を送るもので天下りの批判には当たらないと考えてございます。

次に、運営コスト及び運営経費の調達方法についてでございますが、運営コストの主たるものは、清掃工場の運転管理業務受託事業に伴う工場勤務社員の人件費及び本社人件費でございます。なお、設立当初の本社事務所の賃借料や社員研修費等、開業準備費用は資本金から充当することとなりますが、事業が開始されれば、運転管理業務受託事業及び電気販売事業による収入で賄うこととなります。

次に、設立までのスケジュールを急いだ理由は何かとのご質問でございます。

本合併事業につきましては、本年2月の段階で管理者にご説明し了承を得た後、3月の経営委員会、評議会に報告し、新会社を設立する方向で検討し、9月までに最終判断をするとの方針が示されたところでございます。その後、約半年にわたるご審議を経て、9月の経営委員会、評議会において会社を設立するとの最終判断をいただきました。

19年度の運転委託は、新たに2工場を予定しております。設立が遅れば、この2工場をメーカーもしくはメーカー系列に運転を委託せざるを得ません。新会社は受注機会を失い、将来的にも受託規模が減少するとともに、電気事業の開始も遅れることとなり、会社設立による各区の分担金軽減という財政効果が減少することとなります。

また、東京ガス社内では、18年度設立、19年度事業開始を前提に新会社の事業性を検討し、合併事業案を承認しており、新会社の設立の遅れは合併事業の再検討につながる可能性がございます。

仮に、電気小売事業の展開が不可能になった場合は、電気事業による一層の収益の向上は期待できなくなり、23区、清掃一組の逸失利益が大きくなるものと考えております。この場合、新会社の電気小売事業という安

定的な収益の柱がなくなり、事業展開は不安定なものになってしまいます。

また、新会社の設立が遅れば、メーカーに委託することとなりますが、その場合、メーカーも余剰人員を抱えているわけではなく、新たに人材の確保、育成に係る投資等を行います。その点を考慮いたしますと、その後もメーカーに継続して委託せざるを得ません。その結果、メーカーの寡占化が進んでいくことになります。

さらには、団塊世代が定年退職を迎える中で、プラントの運転・保守に豊富な経験を持った技術者を確保するためにも早期の設立が必要でございます。

次に、本件について、区長会、助役会、担当部課長会は、どのような役割を持ったかについてでございます。

一組の規約第12条によりますと、区長をもって構成する評議会が定められており、一組の議会に提案すべき議案や、一組の運営に係る重要事項について審議することになっております。

本件につきましても、評議会での都度、資料に基づきご説明をし、ご審議をいただいていたところでございます。

区の助役会や部課長会との関係についてでございますが、平成16年9月の区長会において助役会から第二分科会に報告された「一組の抜本的な改革のあり方」の中で、経営体制の整備として、評議会の下部組織として23区の助役で構成する経営審議機関や部課長による専門委員会を設置するという案が出されました。

しかし、その点について第二分科会及び区長会で検討の結果、「経営体制整備のためには、管理者を中心として、各区長が管理者をサポートする体制として、区長会役員が一組常勤副管理者から経営等に関する説明を受け議論を行い、評議会に報告・議論していくという運営を行う」との方向性が示され、評議会の下部組織は設置しないものとされました。

しかしながら、本件については、助役会や部課長会の十分な理解を得る必要があることから、その都度、助役会、部課長会に情報提供し、各会議体でのご意見を経営委員会及び評議会に報告してきたところでございます。

最後に、新会社には、来年どこを委託するのか。また、定款に定める工場委託以外の業務は、具体的にどのようなものかというご質問でございます。

まず、委託先についてでございますが、清掃工場の委託は、経営計画等に基づきまして、3年間で7工場を委託する予定としております。19年度は、新たに大田、杉並の2工場を委託する予定です。そのうちどの工場を新会社に委託するかについては、現在検討中でございます。

次に、定款に定める清掃工場受託事業以外のものでございますが、清掃工場で発電された余剰電力を買い取り、電気を販売するという事業のほか、将来的には、清掃工場等のごみ中間処理施設での経験と知識を生かしまして、他都市や民間廃棄物処理業者のごみ中間処理に係るコンサルタント業務や、中間処理施設の見学者案内に人材を派遣することなどを考えてございます。

以上でございます。

高柳 良夫議長 どうぞ。15番、今井讓議員。

今井 讓議員 大変ご丁寧によくご説明いただき、ありがとうございました。これをもって私の方の区議会には説明していきたいと思いますが、どうしても先ほども質問したように、我々が納得できないのは、第三セクターというのかどうか、とにかく新しい会社が受け皿で、注文するのがこっちで、そして管理者が社長で、それが何のことはない一心同体になる。それが議会です。民間委託というのは、さっきも私が言ったとおり、あっちこっちで問題になっているのが、結局は今までの外郭団体とは違いますとおっしゃっていますが、またそれもはっきりしていない。

それが今度は指定管理者じゃなくて、もっとそっくり内部で処理するような、果たしてそこに競争原理が生まれるのかどうか。そして、ほかから指摘された場合に、法的には問題ないのかもしれませんが、結局は内々のことであって、説明ではプラントメーカーがあらわれたら、そちらにとられちゃう。とられたら、結局この会社がそこにタッチできないですから、逸失利益、こういうことで損をする。それならプラントメーカーに少し時間がかかるからということで、1年契約でやれば別に1年後には取り戻せる。

そういうふうにと考えると、なぜ急ぐのか。それで、いみじくもこの新しい会社の社員は東京ガスや発電プラント経験者。だから、結局プラントメーカーから頼むというんですかね。だから、その辺が言っていることと、実際にやろうとしていることは矛盾しやしないかということを考えます。

だから、実際に公社みたいな形のを設定するのか、それからプラントメーカーとの関係はどうなるのか。そういうことをあわせて、もう一度お尋ねいたします。

高柳 良夫議長 総務部長。

保持 眞二郎総務部長 ただいまの再質問は多岐にわたっていらっしゃいますが、一番最初の質問にございました会社の社長とそれから一組の管理者が同一の方である場合について、この利益が相反するというようなことについて問題がなしとしないのではないかと、こういうことについてまずお答え申し上げます。

法的に問題なのではないかと思われるというふうに今議員もおっしゃいましたけれども、地方自治法上は自治体の市長さんが、このような会社の社長、あるいは役員があるということについて基本的には制限はございますけれども、ただ、その制限の例外がございまして、2分の1以上出資する株式会社の社長につきましては、これは法令でもってこの兼ねることが認められております。

その趣旨でございますけれども、2分の1以上出資する会社に対しましては、当該自治体の意思、あるいは影響力、これを行使する、あるいはその自治体との透明性の確保を図る、そのような趣旨から法令で認められているところでございます。

この新会社につきましても、会社の運営につきまして23区さんからのコントロール、これをしっかり確保し、また、その透明性の確保、これをより確かなものにしていくということから、そのようなことでお願いをしたいというふうに考えております。

また、競争性の確保ということについてでございますけれども、この会社、社員につきまして、できるだけ競争性を高めるという視点から、ベテラン退職者の活用を図ることがより人件費を下げるということにつながるということを基本的に考えているところでございまして、そのような視点からこの一組の退職者につきましてもこのベテラン職員につきましては活用してまいりますけれども、ただ、人数がそれほど一組自体につきましてもベテラン職員が不足しているということから、その職員を多く送ることはできませんが、それにつきまして東ガス、あるいは東電、あるいはプラントメーカーにつきましても、ベテランの退職者の方を中心

により低い人件費で採用するということによりましてこの競争性を確保していくということに努力をしてみたいと、このように思っております。

なお、それ以外のことにつきましてもこの会社の運営につきましてさらに詳細ないろいろなご説明、これからもさせていただきながら、ご理解を賜るように努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

高柳 良夫議長 それでは、次に、12番、菅沼つとむ議員。どうぞ。

菅沼 つとむ議員 お聞きします。議案第19号及び20号に対する質疑をさせていただきます。

実際にちょっと今までの質問とダブるかもしれません。ちなみに、我が区はきのう企画委員会が行われまして、本件にかかわる分担金の補正予算が可決されました。その中で新会社が良、それからちょっと心配だというようなところが出てきております。その中で最初に、半年ぐらい前ですか、考えとしてみれば、一組とそれからプラントメーカーと、それから新会社をつくって本当に戦っていけるのか。それが一番の原点でした。その中で議長会の一組の会長さん及び各委員の人たちも、半年にかかっているんな議論をしてきました。

その中で、じゃあ、実際に新会社として給料体制はどうなんだ。それから社長はどうなっているんだ。それから都から天下りがあるんじゃないか。それで、実際、逆に言うと、じゃあ、一部事務組合の清掃工場をできるのはプラントメーカーと一部事務組合の技術者しかいないという中で、じゃあ、それをどういうふうに使っていくのか。それで、さまざまなお金の予算、どういうところでやってくるんだ。

なんせ民間会社にやる場合には、実際に戦う場合にはこちらの方の経費をいかにどれぐらい抑えられるか、そこが問題だと思います。民間会社はつぶれれば家族、従業員が全部路頭に迷うわけです。

この会社はちょっと違う話ですから、その辺の厳しさが本当にあるのかというものを半年かけてやってきました。その中で今まで出た人件費、それから逆に言うと、この会社はひとり歩きして何でも株式会社だからやっちゃんじゃないかと。そういう話も詰めてきました。実際にそんな話はないですよと、会社も区長会の会長がやりますよと、その区長会の会長はただですよと、給料はとれませんという中でずっとやってきました。

その中で実際には人件費の中でそれは技術者はいいんだけど、逆に言う

と、事務レベルというのがありますよね。事務レベルというというのは一般事務レベルです。それも逆に給料を同じにするのかと。もうさっき話が出た、この会社がもうさっき、前回の中でも出ましたけど、午前中の中でも出ましたけど、東京レポートの例もありますけど、実際にこの会社がつぶれると全部税金でやらずにちゃいけないということはどうなんだと。そういうことも含めてこれから給料体制、いろんなことも含めて透明性の確保と、それからさまざまな細かいことをどういうふうに行っていくんだと。それが基本的な問題だろうというふうに思います。

実際には一組より安くて、それからプラントメーカーより安くて、それでこの会社が安ければ全体的にその税金は使われなくて済むわけですから。それが本当にきちんとこれからはなっていく。それはきちんとした透明性だというふうに思いますので、その辺の答えをいただきたいというふうに思います。

高柳 良夫議長 経営改革担当参事。

内田 健一郎経営改革担当参事 まず、経費抑制の考え方についてのご質問でございます。

社員の給与につきましては、基本的には民間給与を参考にし、知識と経験に応じた給与を支給する考えでございます。通常、民間会社におきましては、基本給を補完する手当として、勤務時間の特殊性に応じてつける手当、時間外勤務手当等でございます。あるいは、特技を必要とする職種に関連する手当、電気技術者等でございます。また、作業環境の特殊性に関連して支給する手当、高所作業手当等でございます。また、通勤手当など、会社の事業にあわせて支給されているという実態がございます。

経費抑制の観点から、人件費についてもできるだけ抑える方針でございます。ただ、一組以外の東京ガスやプラントメーカーからも有能な人材を確保する上で、適正な給与体系の整備は重要な要素となると考えております。具体的な手当の設定につきましては、同業他社の状況を勘案して検討することになります。

その際、23区や一組で土日出勤時に支給されていた変則勤務手当などは、廃止の方向でございます。新会社においてもこのような手当を支給する予定はございません。

また、お尋ねの一般事務職の給与につきましても、同様の考え方ござ

いますが、特殊勤務手当の支給をする必要はないと考えております。

なお、本社組織の一般事務社員は、民間会社の実務経験が豊富で、地方公共団体及び公務員の制度とは異なる制度、例えば企業会計、簿記会計、法人税、失業保険、厚生年金などに精通した社員を採用すべきと考えております。

次に、経営の透明性を確保するための方法でございます。

地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資する法人の収支の実績や見込みについては、地方自治法第221条の規定により長である一組管理者が会社に対し報告や必要な措置を講ずることを求めることができます。また、管理者は同法第243条の3では出資する会社の毎事業年度の事業計画及び決算に関し、議会に報告することとなっております。

こうした地方自治法の規定にとどまらず、新会社の経営状況につきましては、上場会社が行っている4半期毎の業績見通しを公表するなどの手法も導入いたしまして、議会並びに経営委員会や評議会に対してよりきめ細やかに報告することで、会社経営の一層の透明性を確保し、23区や区民にわかりやすいものにしてまいります。

高柳 良夫議長 12番、菅沼つとむ議員。

菅沼 つとむ議員 大体の説明は、わかりました。実際に今聞いていて、透明性がよかったなというのは、一番最初、これ、やるときに一組が全部出資して23区は一銭も要りませんよという話があったわけです。これが区長会、議会の方でも、それはやっぱり、責任、透明性をするのは23区で持つべきだということで、23区でもこんないろんな議論が出てきて、透明性が出てきたなというふうに思って、その決断には区長会の方にも感謝いたします。これからも透明性をきちっと守ってなるべく安く、なるべく区民に還元があるようお願いしておきます。

以上です。

高柳 良夫議長 次に、13番、芦沢一明議員。

芦沢 一明議員 私からも補正予算案と会社の設立に伴う出資金に係る分担金について、この2議案に対して幾つかお尋ねをしたいと思います。それぞれお話も出ていますけれども、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

まずは、分担金を負担することに伴う、各区の関与のあり方についてで

ございます。今もご発言がございましたけれども、当初は清掃一組がストレートに新会社に出資するお話が見されたわけでありましてけれども、各区の意向の反映や関与の場を設定できる可能性から各区が新たに分担金を一組を通じて負担をする、こういうこととされたわけでありまして。

長には新会社の経営状況の調査権、あるいは必要な措置要求権が及ぶこと。また、会社の経営状況を議会へ報告する義務が出てくるということは承知をしているわけですが、各区の意向を反映することができる機会や場の設定、関与の方法について、何が新たに担保されるのか、具体的にご説明をいただきたいと思うわけです。

特に、各区の立場からは現状一組のさまざまな対応についても、ときとして、ときとしてというか今ももどかしさを感じることもままあるわけですので、この点、何がどう変わっていくのか具体的にお示しをいただきたいと思います。

2番目に、各区の分担金の金額の算定についてであります。この議案では各区とも520万円の分担金となっているわけですがけれども、それぞれ23区の規模、あるいは清掃工場の所在の有無、ある、なし。あるいは工場自体の大きさの違いやごみの発生量のかなりの開きが出ている中で、23区一律の金額算定とした根拠について、お示しをいただきたいと思えます。現実に、一組本体に対する分担金の算定の方法も既に変わっているわけですから、今回いかに新たな会社の設立ということはあるにしても、なぜ一律に520万円とされたのか、お答えをいただきたいと思えます。

先ほどのお話では、経営の見通しは非常に明るいかなのようなお話も示されたわけですがけれども、これ以上の各区への負担は求めないという説明もあったわけですがけれども、万が一、うまくいかなかった場合、当初の考え、予想どおりにいかなかった事情が出てきた場合、各区がまた新たな負担を求められる部分、完全にないと、今の時点で言い切れるのかどうか、この点はお話をそのまま、ああそうですかというの、わかったと言いつらい部分がありますので、この点についてもお答えをいただきたいと思えます。

そして、最後にこれからの清掃事業にかかわっての一組のあり方についてです。今回の新会社の提案というのは一組の経営について抜本改革を求められた中からより効率的、効果的な運営を図るためであると説明がなさ

れたわけであります。3年目で4工場の運転業務を受託する。あるいは5年目には6工場の受託を見込んでいる。さらに、その先にはPFI等といういろいろな手法も検討するとされているわけですが、今回の分担金のあり方についての説明が二転三転をした。これは議論があつてということでもありますけども、一組の基本的な考え方というか、基軸方針がぶれるようなことが、対応が出てきますと、各区に混乱をもたらすことになるのではないかなというふうに思うわけです。

先ほど来、経営委員会、評議会、あるいは議会の全員協議会、手続は尽くされたという説明ではありますけれども、現に今各区、特に議会の中ではそれぞれの理解の度合い、対応についてかなりの濃淡がある中で、今決めてしまってよいのかという考えも根強く皆さんの中にも恐らくあるのではないかなというふうに思うわけです。

今後、清掃一組として工場の運営を初め清掃事業に対する確固たる考え方、方向性を示す必要が私は大切だというふうに思いますし、また、この間、各区がそれぞれリサイクルの徹底やごみの発生抑制に大変苦心をしている中で、今回の提案がまた焼却を推進することにつながるのではないかと。こういう受けとめ方も私どものところにも幾つか質問状などもさまざまいただいているところでありますので、この点についてどのように説明をなされるのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

高柳 良夫議長 経営改革担当参事。

内田 健一郎経営改革担当参事 まず、分担金の負担に伴う各区の関与の方法についてでございます。

答弁が一部重複することがございますが、お許しいただきたいと思いません。

議員のおっしゃるとおり、出資方法につきましては、一組がまとめて6割を出資することで株主総会での招集請求権と会社経営上の重要な議決権行使が可能となる手法が、各区の区長さんで構成される評議会において選択されたところでございます。

また、先ほども申し上げましたように、地方公共団体が2分の1以上を出資する法人の収支の実績や見込みについては、自治法の規定により一組管理者が会社に対し財政上の必要な措置を講ずるように求めることはでき

ます。

お尋ねのように、各区による関与は間接的とならざるを得ませんが、23区は役員区長さんで構成される経営委員会、及び評議会及び議長さんたちで構成される議会を通して会社経営に関与することになります。また、助役会、部長会にも報告をいたしまして、十分な理解を得ながら23区の意向を反映した会社経営を進めてまいります。

2番目の各区分担金についての算定の問題でございますが、新会社の出資方法について、経営委員会、評議会などの審議が進んでいく中で、ごみの中間処理について、各区が実施していない現状を踏まえまして、各区が中間処理について本来の責任をさらに認識する必要があるのではないか、そのためには各区がそれぞれ均等に出資したらどうかという意見が出されました。

しかし、各区が均等に出資をすると仮定すると、各区の出資比率は2.6%となりまして各区それぞれの新会社に対する発言力は低いものになってしまうこと。また、必然的に東京ガスが筆頭株主になってしまうなどの不都合が生じるため、各区に均等に分担金の納付をお願いして、一組がまとめて出資する案が評議会です承されたところでございます。

お尋ねのように、分担金の算定に当たってはいろんな角度から、検討することも考えられますが、現在、各区の一組の分担金の算定はごみ量、人口等を勘案して行っております。新会社の出資を仮にこの方法で試算しますと、分担金の最大区と最小区の比率はおおむね9：1ほどになります。これでは各区が責任の所在を認識するという観点から、その責任に差があるようにも受けとめられかねません。

そのような観点から、経営委員会、評議会では、各区均等分担金としたものと理解してございます。

なお、万一の場合ということでございますが、当合併会社につきましては、設備投資がほとんどございません。いわば、マンパワーで運用しているわけでございまして、そういった意味できわめて万が一の場合についてもそのリスクも少ないものと考えておりまして、議員のご指摘の点についてはそのようなことがないように最大限引き続き努力をしております。

次に、今後の清掃事業についてでございますが、本年1月に「経営計画」を策定いたしました。これは一組としての中長期的な経営方針について定

めたものでございます。

「経営計画」では、4つの基本方針のもとに各施策の確実な実施を目標としており、特に「アウトソーシングの推進」におきましては、効率的・効果的な中間処理施設の運営に向けた主要な取り組みとしてございます。

アウトソーシングの進め方は、計画期間の15年間でおおむね15清掃工場の運転管理業務等を委託し、17年度と比較して3割程度の人員削減を図ることを目指しております。

ご指摘のように、清掃工場の運営等については、明確な方針のもとに進めていくことが各区の理解とご協力をいただく上で重要であると考えております。

そのような観点から、「経営計画」とともに策定いたしました「経営改革プラン」では、18年度から20年度の3年間で集中的な行財政改革について定めており、その中で工場の委託化選定基準を定め、この3年間で7工場の運転管理業務等の委託をする計画としております。

また、経営計画については、ごみ量の動向などの状況の変化に対応するため、5年ごとの見直しを行うこととしてございます。新会社についてもその中で必要な見直しを行っていくべきものと考えております。

なお、ただいま議員のご質問の中で、今回の事業によってごみをたくさん燃やすことによって、売電収入を得るのではないかというご質問がございましたが、今回の合併事業の売電の企画につきましては、あくまでも電気の小売事業に参入することによって収益を上げるというものでございまして、ごみを余計燃やすことによって収益を上げるというものではございません。今23区、一組も含めて循環型清掃事業の確立に取り組んでいるところでございます。そのような趣旨であくまでも売電事業につきましては、いわゆる電気の小売事業に参入することによる収益の増という考え方でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高柳 良夫議長 次に、3番、岸田東三議員。

岸田 東三議員 もう大分時間がないので手短に質問させていただきます。

新会社との合併事業の検討に至る経過等については、私たちは理解しておるつもりでありますけれども、しかしながら、この2月に管理者に報告されてから、この9月の最終判断までの期間が余りにも短過ぎるというの

は我々の結論なんですよね。

また、住民にも十分説明されて、反映されていないということです。そしてまた、各区の十分な理解と合意が得られたとは到底考えられておりません。現に半数以上の区では、第3回定例会での補正予算の議決を見送る方向と聞いております。そういう意味でも今回のこの事態は各区の意見を十分反映させることなく拙速に進められた感が否めないと思っております。拙速に進めるのではなく、慎重に進めるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

あと時間がないので、したがって結論だけ申し上げさせていただきますけれども、議案第19号と20号については今定例会は継続審査としたいと、望みます。

以上です。

高柳 良夫議長 経営改革担当参事。

内田 健一郎経営改革担当参事 新会社の設立について、慎重に進めるべきとのご質問でございます。

本合併事業については、平成16年9月の区長会方針を受けまして、より効率的な清掃工場の運営を行うために、アウトソーシングの一層の推進を図り、より収益性の高い電気販売を求めるとう2つの課題を同時に実現する手法として一組内部で検討を重ね、本年3月16日の役員区長さんから構成される経営委員会及び23区長さんから構成されます評議会でご報告し、新会社を設立する方向で検討していくことが了承され、評議会が9月に最終判断することとされました。

これを受け、その後、経営委員会を5回、評議会を4回開催し、半年にわたる慎重なご審議をいただきました。

また、23区議会の議長さんから構成されます全員協議会におきましては4月18日にご報告し、その後、全員協議会を4回開催し、多くのご意見をいただきました。また、去る8月29日の全員協議会、議長会の合同勉強会で、今までの全員協議会のすべての資料をもとにより詳細な説明をいたし、質疑にお答えし、勉強会は終了いたしました。

さらに、助役会や部課長会には、その都度情報提供をし、各会議体でのご意見を経営委員会、評議会にご報告してきたところでございます。

これらの各会議の約半年にわたる慎重なご審議や、さまざまなお意見を

踏まえ、最終的に9月5日の経営委員会及び9月15日の評議会で新会社を設立することが了承されました。

こうしたことから、私どもといたしましては、ぜひ、本定例会においてご審議を賜り、ご議決いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、これまでご要請のあった区につきましては、各議会の委員会等において直接ご説明はさせていただいてきたところでございます。今後も、あらゆる場を通じまして一層のご理解をいただけるよう努めてまいります。

高柳 良夫議長 以上で、質疑を終結いたします。

本案は、所管の財務委員会に付託いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時28分）

再 開（午後5時03分）

高柳 良夫議長 お待たせしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第18号ほか8件を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認め、議案第18号ほか8件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第1 議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

高柳 良夫議長 本案につきましては、総務・事業委員会の審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告をお願いいたします。

高橋総務・事業委員長。

高橋 ちあき総務・事業委員長 ただいま議題となりました、議案第18号、東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査結果についてご報告申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、関連する規定の整備を行うものです。その改正点は、通勤災害の適用対象の拡大と障害等級等の内容について、条例で定めていたものを規則で定めることとしたものであります。

本件は、審査の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会報告を終わります。

高柳 良夫議長 ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。本案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって議案第18号は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第2から追加日程第7までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第2 議案第19号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）

追加日程第3 議案第20号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金について

追加日程第4 議案第21号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結について

追加日程第5 議案第22号 目黒清掃工場焼却炉補修及びボイラ設備整備工事請

負契約の締結について

追加日程第6 議案第23号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結について

追加日程第7 議案第24号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の契約変更について

高柳 良夫議長 本案につきましては、財務委員会の審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、財務委員長から報告をお願いいたします。

戸張財務委員長。

戸張 孝次郎財務委員長 座らせて、報告させていただきたいと思います。

ただいま議題となりました、議案第19号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)から、議案第24号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の契約変更についてまでの6議案について、財務委員会を代表して、委員会における審査経過、並びに結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第19号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)及び議案第20号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金については、清掃一組と東京ガスの合併による新会社を設立するための出資金にかかわる議案であります。

この新会社設立については、本年3月16日の経営委員会、評議会で、清掃工場運転業務の外部委託及び売電事業を推進するための新たな手法としての合併事業について検討を進めることとし、9月15日の評議会において設立の承認がされたところであります。

4月からこれまでの間、執行機関からは毎月の全員協議会において検討経過の報告がなされ、議員からは活発な質疑が行われてきたところであります。

また、8月29日には、議長会と清掃一組議会の合同勉強会を開催して、集中質疑を行い、理解を深めたところでもあります。

これまでの主な質疑は、発注する業務内容や人件費をはじめとした経費の節減効果、売電による事業収支等の新会社設立の目的と効果について、また、各区の新会社に対する関与の仕方や出資方法、新会社の透明性の確

保、将来構想等々であります。

本日の委員会では、これまでの全員協議会等の質疑や答弁を踏まえ、総合的な質疑を行ったのち、委員から各区の理解と合意が不十分であり、慎重に審査を進める必要があることから、継続審査にすべきであるとの意見があり、継続審査を諮ったところ、挙手少数により否決されました。続いて採決を行ったところ、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及びボイラ設備等整備工事請負契約の締結についてから議案第23号 中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修工事請負契約の締結についてまでの3議案は、いずれも平成18年度清掃工場焼却炉補修等工事計画書に基づく工事であり、焼却設備、公害防止設備、余熱利用設備などの諸設備の機能を維持し、安定した稼働を確保するための焼却炉等の点検補修工事であります。

また、あわせて、労働安全衛生法や電気事業法等で義務づけられている検査も行うものです。

これら3議案については、審査の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 北清掃工場飛灰搬出設備棟建築工事請負契約の契約変更については、設計当初に予測できなかった地中障害物が判明したため、地中障害物調査、地中障害物の撤去及び運搬処分追加、山留工法の変更が必要となったため、契約金額及び工期の変更を行うものであり、審査の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって財務委員会報告を終わります。

高柳 良夫議長 ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。議案第19号及び議案第20号について、発言の通告がありますので、これを許します。

2番、神林烈議員。

神林 烈議員 中央区の神林でございます。本議案に関しましては、これまでも機会をとらえましていろいろ質疑をさせていただいてまいりましたけれども、

いまだ不明の点が多いと言わざるを得ないのであります。そこで本日、議案第19号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)及び議案第20号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金についての採決に当たりまして、意見を改めて述べさせていただきたいと存じます。

1、手続の不備、あるいは清掃一組の不透明性についてであります。初めに、今回の東京ガスとの合併会社設立に関しての諸手続につきまして申し上げたいと存じます。

本件につきましては、合併の相手先との交渉等があることから、事務局において、いわゆる水面下においてのある程度の準備というものがなされざるを得なかったということについては一定の理解を持つものでございますが、3月の評議会に突然提案され、また、4月の全員協議会に、唐突に合併事業の基本構想が報告されたという経緯があります。その後も助役会や担当部長会での十分な合意形成を図られることなく、事務局主導で話が進められ、今日に至っております。

この間、評議会や全員協議会に重大な混乱をもたらし、時間的な制約を盾として区に苦渋の決断を迫るやり方、手法は著しく不適切である。この点について清掃一部事務組合事務局に猛省を求めるものであります。今後の清掃一組については、いわゆる密室での決定ととられるような点を排除し、評議会等の議事録を整備するなど、その透明性の向上に取り組み、もって清掃一組の本来的な運営が図られることを強く求めるものであります。

2番目に、株式会社としての責任体制の不明についてでございます。新会社は清掃工場の委託業務の競争性を確保することを主目的に設置されるとされておりますが、先ほど来意見も出ておりましたが、代表取締役社長にはあて職により区長会会長の就任が予定されるなど、旧態依然とした考え方に基づくものであり、経営陣が新会社の経営に真摯に取り組み、かつ、明確に経営者責任をとる体制になっているとは言いがたいものと考えます。

また、現時点においては、その他の経営陣についても会社経営の能力については不明なものがございます。東京レポートセンターの例を見ても、結局経営責任は不問とされているようでございますが、今日新たに株式会社を立ち上げるのであれば、その健全経営を担保するために経営者責任を

あらかじめ明確にしておく必要があると考えるものでございます。

3番目に、新会社の透明性についてであります。新会社は株式会社とはいえ、23区によって構成される特別地方公共団体である清掃一部事務組合が60%の出資を行い設立するものであり、一般の株式会社より一段と高い倫理規範が求められることは言うまでもございません。そのためには、外部に開かれた透明性の高い会社運営が担保される仕組みを構築することが必要であると考えます。

しかしながら、今日までの説明では、株主である清掃一組を通じて新会社をコントロールするとのことのみで、コスト上の制約があるとはいえ、時代に即応した新たな取り組みがなされているようには見えません。株式会社といえども企業倫理を確立し、積極的な情報公開に取り組むためには社外取締役や外部監査制度の導入も真摯に検討するなど、広く区民に理解される会社づくりに取り組むべきであります。

以上、問題点を述べてまいりましたが、今までの経過を大いなる反省の糧とされ、清掃一組においてより透明性の高い懇切丁寧な運営がなされることを要望し、また期待するとともに、私自身としては今日においてもなお、数々の懸念を払拭できない状況にございます。

より慎重な審議が必要であるとの認識にあることから、本日の採決に際しましては、態度を保留することを表明させていただきまして、私の意見表明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

高橋 良夫議長 以上で討論を終結いたします。

今井讓議員。

今井 讓議員 動議を提出します。杉並は特殊なケースかもしれませんが、一つは民主主義のルールは多数決だということは十分承知しております。しかし、既にこの間の報告では今日23区のうち17区が3定で分担金の支出を議案にしているということでありまして。ですが、残りの6区がまだ用意がされていない。それで、おそらく4定で諮るんだらうと思いますが、その点で17区が3定で決めても、この19、20号の案を本日継続をしても私は関係がないというか、差し支えないんじゃないかと思っております。

特に杉並は、東京の杉並のごみ戦争で杉並清掃工場は住民組織による清掃工場の運営協議会を持っているわけです。私もそのメンバーですけれども、そこが裁判所による和解条項で決められた操業権を持っているわけで

すから、そこをきょうのような無理突破をして、今度は住民の組織の委員会をどうやって説得するのか。私自身も議員であります、議会も説得しなきゃなりませんけれども、その運営委員会が、ましてや杉並は先ほどのあれでは19年度に大田と杉並をやるというんでしょう。どうやって19年度に杉並の清掃工場を委託できるんですか。住民の方が権限を持っているんですよ。

だから、そういうこともあわせて、それから6区がこぼれたままで押し切る、足並みがそろわない、これは多数決で決めることではないだろうと。だから、4定まで私は継続を主張します。

〔「賛成」の声あり〕

高橋 良夫議長 ただいま、今井讓議員から、本2議案は継続審査にされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高橋 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程の順序は、第10及び第11といたします。

追加日程第10及び追加日程第11を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第10 議案第19号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)

追加日程第11 議案第20号 会社の設立に伴う出資金に係る分担金について

高柳 良夫議長 議案第19号及び議案第20号の継続審査についてお諮りいたします。

本案は、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

高柳 良夫議長 起立少数であります。よって、議案第19号及び議案第20号については、継続審査とすることは否決されました。

これより採決いたします。この採決は2回に分けて行います。

最初に、議案第19号及び議案第20号の2議案について採決いたします。本案は、財務委員会報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

高柳 良夫議長 起立多数であります。よって、議案第19号及び議案第20号の2議案は、財務委員会報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号から議案第24号までの4議案について採決いたします。

本案は、財務委員会報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第24号までの4議案は、財務委員会の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第8及び追加日程9を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第8 認定第1号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会
歳入歳出決算の認定について

追加日程第9 運営委員会の閉会中の継続調査について

高柳 良夫議長 本件につきましては、財務委員長並びに運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査並びに継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、閉会中の継続審査並びに継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査並びに継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました。

ここで、西野管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

西野管理者。

西野 善雄管理者 平成18年第3回定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

提出いたしました議案につきましては、いずれもご審議の上、原案どおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

論議の途上、各種のご心配、あるいはご提言等を率直にお聞きすることができました。それらのご心配などに対して十二分に管理者としての責務を果たしていかなければならない、このように今は感じております。

私自身、平成11年、12年に区長会の会長として清掃業務の移管等についてあつた当事者でございます。加えて清掃問題につきましては、区長会の中で清掃の第二分科会というのがつくられまして、それ以降ずっとその会長をしておりました。そして経営委員会ができましたときに「分科会会長をやっていたんだから、お前も経営委員会に入れ」ということで、役員でもないのに経営委員会の委員としてずっと参画し、そして考えてみますと今回また管理者に返り咲いたということで8年間にわたって清掃移管から清掃の問題にずっと関わりを持ってまいりました。

そういう点から申しますと、いろいろな問題点を承知し、将来のことを考え、そしてよりよい区民の皆さん方に清掃サービスを提供していかなければならない、そういう使命については非常に感じている1人だと考えております。

ただいま、いろいろとちょうだいしたご意見を書きとめさせていただきました。今後の運営に当たりまして、新会社の問題など遺漏のないように十二分な注意を払い、皆さんの期待するところに応えてまいりたい、このように考えております。

本日の議決につきましては大変重いものと受けとめまして、これから執行に当たってまいりたいと考えておりますので、今後とも変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

高橋 良夫議長 管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、平成18年第3回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後5時25分）

会議録署名議員

議長 高 柳 良 夫

議員 芦 沢 一 明

議員 高 橋 ちあき